

No.	発言内容	回答者	回答内容
	■上下水道料金改定案についての意見交換		
	パブリックコメントで私が書いた意見の内容を説明してください。 【意見の内容】 使っていないにも関わらず、2カ月分の上下水道料金の基本料金を支払っています。実際にいくら使用しているのかは分かりませんが、恐らくここまで使っておらず、余分に払っている気がします。以前このことを係の人に指摘した時、「水質の保全や施設の維持管理」に使っていると聞きました。であれば、基本料金以上に使用する家庭はその分を支払うのは当然で、使用量の少ない家庭が維持管理費を賄っているというのはおかしい状況だと思います。水道管や設備も経年劣化してきており、更新しなければならいので、水道料金の値上げもやむを得ないと思います。しかし、高齢者や病気で家にいない日が多い人もいるのではなかと思う。そこで、基本料金を下げるかあるいは0円にし、1㎡あたりの水道料金を値上げして、使用した分の水道料を払うようにすることで、皆が平等になるようにするのが当然であると思います。	上下水道係	まず上下水道事業を運営する前提として、たとえ一切水を使っていないご家庭においても固定費が発生しており、その中には検針や水質管理などに加え、減価償却費といった施設整備のための費用も含まれ、これが水道料金の大半を占めています。上下水道はその性質上、使用水量の少ない使用者であったとしても、事業者側としては一定量使えるだけの施設を整備(準備)しておかなければなりませんので、基本料金はそれらを固定費としてご負担いただいているものになります。ただ、実際には基本料金の部分だけで全体の固定費を賄えないため、現状の料金の在り方としては、どちらかというと、使用量の多い家庭の方が維持管理にかかる費用を多く負担いただいているといった構造になっています。また、ご指摘いただいた「基本料金の中には余分にお支払いいただいている金額」というものもありませんので、その点についてはご理解をいただきたく思います。なお、今回の改定案においては、ご提案のとおり「使用した水量に応じた負担」を重視し、1㎡から従量料金が発生する体系に変更していますが、完全な従量料金制に移行すると使用量が少ない世帯等の負担が急増することから、使用量の低い方に配慮した料金設定にしています。
	私は平成24年にも同様の指摘をしています。その時の役場の回答は、「水道事業は水道料金だけで運営しています。基本料金は年間の検針、メーターの交換等、水道事業を維持していくための費用ですので、ご理解をお願いします」というものでした。その前に、今小布施町で一人暮らしの人はおおよそ何人いる状況ですか。	町長	私の記憶ですと、一人暮らしの方は300世帯ほどだったかと思います。
1	では、300世帯だとしますよね。一人暮らしの人は、使おうが使うまいが2カ月に1回の上下水道料金は大体4,400円です。ということは、実際にどれくらい使っているか分からないということですね。仮に3,000円だとすると、1,500円も余分に支払っています。1年にすると9,000円、300人だと270万円です。このお金を、水道を使っていない人が使っている人の維持管理に回しているということになります。そういう回答に受け取りました。とんでもないです。使っている人が出るのが当たり前じゃないですか。皆平均して自由平等にしてもらいたいわけですから、基本料金なんてタダにして、従量料金が足りなければ1㎡あたりの料金をもっと上げれば良いということですよ。仮に1㎡あたり1,000円で足りなかったら3,000円でも5,000円でもいいですよ。そうするとみんなが平等になるじゃないですか。	上下水道係	上下水道料金の構造ですが、料金を回収すべきトータルの費用を3つの要素に分解することができ、具体的には需要家費と固定費、変動費というものになります。ご指摘のあった従量料金をもっと高くするという部分なのですが、原則からいくと従量料金で賄うべき費用というのは、その3つの要素のうち、変動費のみとなります。この変動費というのは、具体的には電気代と薬品費、即ち使う水の量が増えることに比例して増加する費用になります。ですので、日本水道協会の算定要領では本来この変動費のみを従量料金で賄うというのが原則ですが、変動費がトータルの費用に占める割合は実は2割もありません。となると、残りの8割以上は需要家費と固定費になりますので、検針や施設の整備等、維持に係る費用は全て基本料金で回収することに算定要領はなっています。ただ、実際の比率は、料金収入全体で見たときに、基本料金の部分で大体35%を回収し、従量料金で残りの約65%の部分を回収しているという状況です。ただ、先ほどの原則に基づけば、小布施町の場合本来は8割以上の経費を基本料金で回収するような料金設定にすることがあります。ですので、ご意見は非常にありがたいのですが、今の基本料金が、本当に適正な原価配分をしたときに、足りているかということ、足りていないという方が正確になります。
	どういう風に決めるか知りませんが、そういうことでしたら、こんな会議したって価値が無いと思います。決まっているようなことを説明し、意見を求めても意味がないと思います。水道料金に関しては市町村単位でやっているのではないですか。国が示している算定方法は関係ないのではないのでしょうか。小布施町でやれば良いじゃないですか。自由平等にやれば良いじゃないですか。	上下水道係	何をもって自由平等というのかは難しい部分があるのですが、水道料金の算定に関する指針に基づいて料金算定をすると、今お話ししたような形になってしまいます。ただ、標準的な方法で算定すると、基本料金が高くなり、皆様のご負担が凄く増えてしまうので、逆に基本料金を本来より下げた案とし、再算定させていただいています。全体の35%を基本料金の分としていただくということであれば、負担感はかなり減るであろうと考えています。ただ、基本料金を下げたことによって全体の収入が減ってしまうと、水道事業として運営ができませんので、その分はより多く従量料金としていただく、というような形をとらせていただいています。
	基本料金は人によって違うのですか。使用料ではないということですよ。	上下水道係	基本料金はメーターの口径によって違います。使用料の体系として基本料金と従量料金がありますので、基本料金は使用料の1つです。
	使う量が少なければ、その分使用料は少なくていいのではないですか。	町長	本来は8割基本料金でやらなくてはいけないということになるのですが、そもそも町でそのバランスを35%にしているの、基本料金のバランスを全く変えられないということではありません。ですので、1つの考え方として、基本料金を無くし全部従量料金でやるということが不可能かということ、決められないことはないかと思います。ただ、使用していなくても発生する固定費を、使用した量に応じてご負担いただく従量料金だけで全て賄うとしたときに、審議会の中ではそれは完全な平等ではないということ、このような方向性になっているということです。ですので、例えば基本料金が全部従量料金になったときにはどうということになるのかというのは、また検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。
2	今の小布施町の施設の老朽度の深刻さというのが、数字だけだと伝わってこないです。過去下水道に大きな事故があり、事故が起きないためには、積極的に投資をしないといけないと思います。水道や下水道が壊れたり使えなくなったら、住民の生活が成り立たないので、これは根本的な問題としてもっと積極的に取り組んでいかないといいません。その意味では、今回のこの提案というのは私は正しいと思っています。延べの距離が非常に少ないということはあるかもしれませんが、必要な投資額はもっとかかるのではないのでしょうか。	上下水道係	水道施設で大きな割合を占める水道管ですが、法定耐用年数は40年となっています。それに関し、管路経年化率という指標があり、全長に対してどれくらいの割合が法定耐用年数を迎えているかを示したものになります。それが令和6年度の決算では10.67%と出ていますので、全長90kmの約1割、大体9kmは既に40年を経過しているというイメージになります。ただ、40年ですぐ使用できなくなるかというと、決してそんなことはありません。資料にある投資額の試算は法定耐用年数ではなくて、その1.5倍、即ち60年使用することを前提として1億4,900万円という金額を算出しています。ですので、仮にこれを法定耐用年数で更新していくとなると、とてもこの金額では収まらないということになります。小布施町はまだこの程度で済んでいるという言い方もありますが、これが大都市の場合、水道管は100年使わないと正直経営が成り立っていかないという状況です。

No.	発言内容	回答者	回答内容
	■地域の課題		
1	今回のテーマについて 小布施町水道事業及び下水道事業経営戦略が3月24日に決定しているのに、今さらパブコメや今日の説明会があり、順番がおかしいのではないのでしょうか。確定ではないと書いてありますが、収入も上がるように書いてあります。それは、水道料金が上がるということではないのでしょうか。だから、このような説明会はやる意味がないと思います。	町長	真摯に受け止めなければならないと思っています。水道の話だけではなく、行政としてのあり方とか段取りの話だと思います。しかし、水道料金は本心から決まっていない状況ではあるので、適正なプロセスとか順番があると思いますので、見直させていただきたいと思います。
2	自治会役員の負担と町政懇談会の在り方について 町の手続きで乱暴なところが多すぎます。自主防災会など、自分たちは目的や根拠がわからないまま町にお願いされてやっています。自治会役員である以上、集めた自治会費は根拠のある形で適切に執行しなければならない、ボランティアも根拠のある形でお願いしなければならない中で、「なんでやらなきゃいけないの?」と言われたときに説明がつかず、今まで通りにやってくれとしか言えません。行政力が落ちているのではないのでしょうか。 令和5年度までは町政懇談会の議事録がなく、単なるガス抜きではないかという話をしたら、令和6年度からホームページに議事録が載るようになりました。これは大変ありがたいですが、令和5年度に自分が質問したことは相変わらず検討中になっています。	町長	行政力が乏しいというよりも、過去からやってきたからそのまま続けているというものが少なくないと認識していて、これは一つ一つ目的を明確にして根拠を整理した上でやっていかなければならない問題がたくさんあると思います。自治会の皆さんにお願いするときにその根拠がすぐに示せないものは改善していかなければならないと思っていますので、一つずつ点検していきたいと思っています。
		危機管理係	【担当課 後日回答】 自主防災会については、2月の自治会長会議や自主防災会連絡協議会で目的などを説明していますが、わかりづらい説明となってしまう、反省しております。共助の役割を担う自主防災会の役割などを明確にし、目的共有しながら事業を進めていきます。
3	水道料金を決めるプロセスについて 水道料金の決定について、最終的には誰がどのように決めるのでしょうか。決めるはずの議員が本日来ていません。町長に右ならえで賛成して決めるのだったら、それはおかしいと思います。	町長	町条例など全部の仕組みを変えていくことになるので、最終的には議会の議決を経なければならないというプロセスになります。例えば価格など、議会に上程する上での基本的な内容は最終的には私が意思決定をしていくということになるので、今日のご意見を踏まえていろいろな検討の中で決めていくということになります。議員さんも右にならえて挙手いただけることはなく、当然否決されることも十分あります。
		広報情報係	これまで町政懇談会でいただいたご意見は、庁内で対応・検討を行っていましたが、令和5年度以前の回答に対する検討状況のご報告が十分に行えていませんでした。昨年いただいたご指摘を踏まえ、令和7年度からは前年の町政懇談会における回答の進捗状況を公表する形とし、現在、令和6年度の回答について追記し公表しています。今回ご意見をいただいた、令和5年度の第2コミュニティにおける回答内容の中で「検討中」としていた以下の事項について、現在の状況を個別に回答いたします。 ○自治会から小布施町社会福祉協議会や交通安全協会への名簿提出について 社会福祉協議会の会費に関する名簿のご提出は、令和7年度から原則としてお願いしておりません。なお、世帯ごと領収書を発行している自治会については、役員のみなさまが領収書へ宛名を記入するご負担を減らすため、宛名作成に必要な世帯氏名をコミュニティセンターや自治会長様からご提供いただき、社会福祉協議会が作成しています。世帯氏名のご提供が難しい場合は、以前にご提出いただいた領収書の内容をもとに、社会福祉協議会で世帯氏名を入力しています。(回答:健康福祉課) 交通安全協会は任意団体として自治会単位で活動していただいています。活動に賛同いただいた方の納付書を作成するために名前の把握をしていますが、自治会によっては名簿管理でなく納付いただいているところもございます。引き続き、協会の皆さんと相談しながら改善を図っていきます。(回答:危機管理係) なお、令和7年度の町政懇談会における検討事項の進捗状況は、11月頃にホームページに掲載する予定です。
4	アパート入居者の自治会・自主防災会活動について 自主防災会として地区に住む人の名前を把握している中で、アパート入居者の名前は把握しておらず、助けたくても助けられない状況にあります。自治会加入や自主防災加入について、町からアパートの大家さんに対して、入居者に説明するよう促すことはできないのでしょうか。	町長	アパートの方の自治会や自主防災会への加入や活動については、大家さんがコミットしていない場合と、大家さんの指導で加入いただいている場合とがあると私は認識していて、町側からアパートの方に積極的に呼びかけているかというところではありません。海外の方も増えていてそのような方への説明の仕方など、課題が出てきているので持ち帰ってまた回答させていただきます。
		住民係	【担当課 後日回答】 転入の手続きをされた方には、自治会の役割やお互いに助け合うまちづくりにご理解いただくよう案内をして、その住所がある区域の自治会長の連絡先をお渡ししています。 また、町では各アパートの管理状況を把握していないため、管理者から入居者へ自治会加入の説明をしていただくことはお願いしておりません。 転入時の案内に自主防災会の目的や加入の必要性を伝えるなどして、自治会加入を促していきます。
		危機管理係	窓口においても転入や転居のお手続きの際に、様々な観点から自治会加入を勧めています。アパートの方にも自治会長の連絡先や想定される隣組をお伝えして、自治会との連絡が取れるように促しています。

No.	発言内容	回答者	回答内容
5	町介護予防事業への町外者の参加について 高齢者なので町の事業に参加させていただいているのですが、町民限定のはずなのに、町外者も参加しているような気がします。「小布施町は無料だからいい」と言って参加していますが、町として良いのでしょうか。 最初に申し込むときに住所を書いてもらえば良いのではないかと思います。	地域包括支援センター	地域包括支援センターで介護予防の事業を実施していますが、参加者には一応自治会などをお聞きしているので町外の方は来ていないと認識しています。町外の方から時々お問い合わせをいただきますが、事業の目的をご説明して、参加を控えていただくことはあります。 私たちが把握していないところで、町外の方がもし参加されているということがあれば、教えていただければと思います。
		地域包括支援センター	【担当課 後日回答】 町が実施する介護予防事業に関しては住民の健康増進、介護予防が目的であることから町外の方の参加をお断りしています。皆さんに安心してご利用いただけるよう、事業参加者の確認を行っていきます。 健康福祉センターは、ボランティアが運営する事業等にも幅広く使われています。それらのボランティア活動への参加に条件はありませんので、ボランティアとして活動を担っていただいている町外の方がいることもあります。